徳島県告示第七百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県郷土文化会館

二　指定管理者の名称及び事務所の所在地

公益財団法人徳島県文化振興財団

徳島市藍場町二丁目一四番地

三　指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで